

申請書は今月末に発送



地元での消費拡大が期待されています(写真=昨年9月のヨルイチでにぎわう五日市商店街)

定額給付金が支給されます

定額給付金に関連する法案は、国会で3月4日に成立しました。これを受けて、市では早急に準備を進めていますので、今月末には各世帯に申請関係書類を送ります。また、「子育て応援特別手当」も、該当する世帯に申請書を同封します。支給は、申請を受け付け次第、順次開始します。

定額給付金給付事業

定額給付金は、国内の景気が後退する中、住民への生活支援を行うとともに、地域の経済対策とすることを目的として実施する事業です。

給付が受けられる方 市内に住民登録がある方
成21年2月1日現在、次 在留資格を有し、市内に
のいずれかに該当する方 外国人登録がある方(出

生などで在留資格を有することなく在留することができず、短期滞在在留者を除く)

支給金額 給付対象1人につき1万2000円

「ただし、平成21年2月1日現在、65歳以上の方(昭和19年2月2日以前生まれ)と、18歳以下の方(平成2年2月2日以降生まれ)は2万円」

支給方法 原則、金融機関の口座への振込みとし、世帯全員の名を世帯主に一括して支給します。

口座をお持ちでない方には、申請書を受付後、支払方法を後日通知します(申請と同時に支給することはできません)。

定額給付金の給付をかけた振り込み詐欺に注意してください

定額給付金事業の関係で、市役所から電話で「家族構成」や「個人名」「口座番号」などを問い合わせることはありません。

市役所から「定額給付金の書類が届いているか」を電話で問い合わせることはありません。

申請書の郵送先が市役所以外になることは、ありません。

不審な電話などがあつたら、市役所が警察署に連絡してください。問合せ 商工観光課

申請手続き

申請書は、世帯主あてに3月26日(木)以降、送付します(簡易書留郵便のため、郵便事業(株)の事情で、全世帯への配達には日数がかかります。遅くとも4月15日までに届く予定です)。

届きましたら、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください(市役所1階特設会場でも受け付けます)。

申請には、申請書のほか、次の書類が必要です。

郵送で申請される方 申請者(世帯主)であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など)の写し

振込口座(世帯主名義)の金融機関名、支店名、支店コード、口座番号、口座名義が分かる通帳の写し

特設会場で申請される方 世帯主が来られる場合、申請者であることを証明

する書類(運転免許証、健康保険証など。コピー可)

子育て応援特別手当の申請書を送ります

子育て応援特別手当は、生活対策の一環として、子どもが多い世帯の幼児教育の負担に配慮する観点から、支給されるものです。

対象となる子ども 平成20年度内に、小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2

日から平成17年4月1日までに生まれた子ども)で、第2子以降の子ども第2子の判定は、18歳以下(平成2年4月2日)平成17年4月1日生まれ)の子どもの中から年齢順に数えていきます。対象となる子どもと第1

申請受付特設会場を 設置します

3月30日(月)から5月29日(金)まで、市役所1階コミュニケーションホールで、定額給付金と子育て応援特別手当の申請を受け付けます。

受付時間 午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除く)

4月中は、土曜日を同じ時間で、水曜日は午後8時まで受け付けます。

混雑が予想されますので、なるべく郵送で申請してください。

五日市出張所でも受け付けます(平日のみ)。問合せ 商工観光課

4月の健康相談

期日・場所
6日 ...市役所
20日 ...五日市ファインプラザ
時間 午後1時30分～3時30分
内容 血圧・体脂肪率測定、保健師・栄養士による健康や栄養に関する各種相談
受付 当日、会場へ
問合せ 健康課健康づくり係(直通558-1183)へ

世帯と人口

平成21年3月1日現在
世帯 32,390世帯
人口 81,598人(前月比 64人増)
男 40,879人
女 40,719人

4月の市民相談(予約制)

市役所
不動産取引相談...3日
交通事故相談...8日
税務相談...13日
法律相談...14日・28日
登記相談...17日
行政相談...22日
人権身の上相談...24日
五日市出張所
法律相談...2日
時間 午後1時30分～4時30分
予約 法律相談は、相談日の7日前の午前8時30分から電話で受け付けます。その他の相談は、随時受け付けます。
予約・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558-1216)へ

チャイルドの時刻変更

4月1日(水)から防災行政無線のチャイルド放送時刻を午後5時30分に変更します。



子の住民登録が異なる場合は、扶養を確認できる書類が必要です。この場合、申請書を送ることができませんので、問い合わせしてください。

支給金額 対象となる子ども1人当たり3万6000円を、同居している世帯主に支給します。申請手続き 該当する世帯には、定額給付金申請書とともに「子育て応援特別手当申請書」も同封します。定額給付金とあわせて、世帯主の方が申請してください。問合せ 子育て支援課子育て支援係(直通558-1250)